

原議保存期間	30年(令和33年3月31日まで)
有効期間	一種(令和33年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿  
(参考送付先)  
庁内各局部課長  
各地方機関の長  
各附属機関の長

警察庁丁企画発第634号  
令和2年12月28日  
警察庁長官官房企画課長

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令等の施行について(通達)

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和2年内閣府令第85号)及び地方警務官の懲戒の取扱いに関する規程等の一部を改正する規則(令和2年国家公安委員会規則第13号)(以下「改正法令」という。)が本日公布され、即日施行された(公布された法令は別添のとおり。)

この度の改正に係る運用上の留意事項等は下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

#### 記

#### 1 新様式を使用した申請等を受け付ける際の留意事項

##### (1) 申請等に不審点がある場合の対応

名義人以外の者による申請等であることが疑われるなど、不審な点が認められる場合には、窓口や電話等で名義人に対して必要な確認を行うこと。

##### (2) 押印等をして申請がなされた場合の対応

新様式に押印をして申請がなされた場合であっても、適切な申請として取り扱うこと。

#### 2 旧様式を使用した申請等の取扱い(経過措置の効果)

改正法令の附則第2条第1項の規定において、旧様式により使用されている書類は、当分の間、新様式によるものとみなすこととされており、同条第2項の規定において、旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとされているため、旧様式による申請等の取扱いは次のとおりとなる。

##### (1) 改正法令の施行前に押印等をして提出済みであった書類については、改正法令の施行後に改めて新様式による提出を求める必要はない。

##### (2) 改正法令の施行後に旧様式を用いてなされた申請等については、押印がなされているもの及び押印がなされていないものいずれも、適切な申請として取り扱うことができる。

#### 3 その他

##### (1) 申請等の書類に誤記があった場合に慣習的に訂正印を求めていた手続については、訂正したことが明らかとなるよう訂正者が二重線等で取り繕うこととし、押印を求めないこと。

##### (2) 新様式の電子ファイルを作成してインターネット上に掲載する場合には、1文字ごとにマス目を分けて入力させる形式となっているなど、電子計算機を用いて入力する際に国民や事業者等の負担となる様式を掲載しないこと。

(別添 略)